

 <p>NEWS JWRC 水道ホットニュース</p>	<p>(公財)水道技術研究センター 〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K. I. S 飯田橋ビル 7F TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	---

米国の水道事業における サプライチェーン問題への対応 (その1)

(はじめに)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大によって我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したり、水道では塗料に関する不適切行為による関連製品の出荷停止が問題となるなど、「サプライチェーン」の確保が大きな課題となっています。

そこで、海外情報として、米国の水道事業におけるサプライチェーン問題への対応について、関連情報を調べましたので、3回に分けて紹介することとします。

(第1回配信)

1. 安全飲料水法第1441条について
2. 安全飲料水法第1441条に関するよくある質問

(第2回配信)

3. WaterISAC (水情報共有・分析センター) について
4. 米国における塩素サプライチェーンの混乱
5. あらゆる不測の事態におけるサプライチェーンの回復力の確保
6. サプライチェーンの回復力の強化: 米国環境保護庁が薬品サプライチェーンツールをリリース

(第3回配信)

7. 塩素サプライチェーンの中断に関する米国連邦政府のセミナー資料から
8. オレゴン州緊急事態管理室の発表 (塩素不足とその影響)
9. ワシントン州保健局の発表 (製造工場の設備故障により塩素供給が制限)
10. カリフォルニア水機関協会によるニュースリリース

(参考) 安全飲料水法 (SDWA) 第1441条

TABLE OF CONTENTS FOR TITLE XIV OF THE PUBLIC HEALTH SERVICE ACT ('SAFE DRINKING WATER ACT')

TITLE XIV-SAFETY OF PUBLIC WATER SYSTEMS

Sec. 1441. Assurance of availability of adequate supplies of chemicals necessary for treatment of water (浄水処理に必要な薬品の十分な供給力の保証)

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/CPRT-106SPRT67528/pdf/CPRT-106SPRT67528.pdf>

1. 安全飲料水法第 1441 条について

(訳注) 米国・環境保護庁 (USEPA) では、安全飲料水法 (Safe Drinking Water Act) 第 1441 条について、以下のような解説を行っている。

1.1 安全飲料水法第 1441 条 (Safe Drinking Water Act Section 1441)

一般水道システム (PWSs: Public Water Systems) 及び公有の下水処理場 (POTWs: publicly owned treatment works) は、水処理用薬品及びその他の重要な供給品の不足又はその他の深刻なサプライチェーンの問題を経験する可能性がある。そのような事態が生じた場合、一般水道システムは最初に現在のサプライヤーと連携するか、対象地域における他のサプライヤーを探すべきである。また、緊急事態の際には、適用される規制を遵守しながら不足に対処するためのオプションがあるかもしれないため、法施行責任機関 (primacy agency) 又は許可機関に相談すべきである。最後に、上下水道システムは、更なる援助を受けるため、上下水道機関対応ネットワーク (WARN: Water and Wastewater Agency Response Network) などの既存の相互支援ネットワークに連絡することもできる。そのような対応を試みたうえで、まだ必要なリソースの確保に問題がある場合は、安全飲料水法 (SDWA: Safe Drinking Water Act) 第 1441 条又は国防生産法 (DPA: Defense Production Act) に基づいて救援を求めることができる。

(訳注 1) 一般水道システム (PWSs: Public Water Systems)

一般水道システムの内訳は、以下のとおりである。

- ①市町村等水道システム (Community Water System)
- ②専用水道システム (Non-Transient Non-community Water System)
- ③一時利用水道システム (Transient Non-Community Water System)

(訳注 2) 国防生産法について

国防生産法 (DPA: Defense Production Act) は、国防を促進するために必要な米国の産業基盤からの材料とサービスの供給を促進し拡大するための大統領当局の主要な情報源である。DPA 当局は、スタッフフォード法第 VI 章に従って実施される緊急時の準備活動、重要なインフラの保護又は復元、米国内でのテロ行為を防止し、脆弱性を減らし、被害を最小限に抑え、回復するための取り組みを支援することができる。

<https://www.fema.gov/disaster/defense-production-act>

1.2 水道事業者のための救援オプション

安全飲料水法第 1441 条は、商務省 (DOC: Department of Commerce) がベンダーに対して、必要な量の薬品又は物質を一般水道システム又は公有の下水処理場に供給することを命令する権限を与えている。

安全飲料水法第 1441 条の利用手順

1. 一般水道システム (PWS) 又は公有の下水処理場 (POTW) は、「水を効果的に処理するために必要な薬品又は物質を「正当な理由により現在入手できない」または「正当な理由により将来必要なときに入手できない」場合、(在庫の) 不足証明書の発行を環境保護庁 (EPA) 長官に申請する。
(安全飲料水法第 1441 条 (a))
2. 申請書を受領すると、EPA は、
 - (1) 連邦官報に通知を出し、不足証明書に基づいて命令の対象となる可能性のある全ての者に書面で通知し、書面によりコメントする期間を設けるか、または、
 - (2) 公衆衛生を保護するために正当な理由があると判断した場合、(1) の実施を省略できる。
3. 申請書の審査後、EPA は不足証明書の発行が正当かどうかを決定する。
4. EPA が証明書を発行した場合、EPA は当該証明書を商務省ビジネス・産業セキュリティ担当次官

に送付する。

5. EPA が当該証明書を発行してから 7 日以内に、商務省ビジネス・産業セキュリティ次官は、製造業者、生産者、加工業者、流通業者及び再包装業者に対して、不足証明書で示された薬品又は物質のうち、商務省が必要かつ適切であると判断するものについて、EPA が必要と判断した量を提供するように命令を出さなければならない。
6. 命令の対象となる個人又は企業には、命令の実施に関して商務省と相談する機会が適宜与えられる。

必要性の証明の申請

不足証明書の申請書を提出する PWS 又は POTW は、EPA が申請書に迅速に対応できるように以下の情報を含めるべきである。必要な情報の一部利用できない場合は、部分的に記入された申請書を送信できるが、不足している情報の収集には時間がかかるため、リクエストの処理に時間がかかる場合がある。必要とされる情報は次のとおりである。

1. PWS 及び/又は POTW の連絡先情報
2. 在庫不足によって影響を受ける全ての施設の施設情報（すなわち、連絡先情報、施設の機能、施設の処理フロー、及び給水人口）
3. 正当な理由により利用できない浄水用薬品又は重要な供給品
4. 浄水用薬品又は重要な供給品が正当な理由により利用できないという根拠
5. 正当な理由により入手できない浄水用薬品又は重要な供給品の現在のサプライヤー及び代替サプライヤーに関する情報
6. 正当な理由により利用できない浄水用薬品又は重要な供給品の代わりに使用できる代替品のリスト（該当する場合）
7. 供給の問題を解決するために取られた追加の行動
8. このリクエストに関して必要な書類

以下の記入可能な Word 文書は、PWS 又は POTW が不足証明書の申請書を提出するために使用できる。申請書への記入が完了したら、完成した申請書と、PWS 又は POTW を代表する権限を与えられた PWS 又は POTW の担当者が署名した、申請団体のレターヘッド付きの簡単なカバーレターを WSD-Outreach@epa.gov に電子メールで送信されたい。EPA は、提出から 2～5 営業日以内に申請書の受領を確認する。

（参考）安全飲料水法第 1441 条に基づく浄水処理薬品の不足に対処するための行動を求める申請の様式（略）

[SDWA Section 1441 Application for Certification of Need \(docx\)](#) (09/21/21, 816F21005)

（出典）Safe Drinking Water Act Section 1441

<https://www.epa.gov/waterutilityresponse/safe-drinking-water-act-section-1441>

2. 安全飲料水法第 1441 条に関するよくある質問

（問 1）薬品の供給が途絶えた場合、一般水道システム（PWS）又は公有の浄水場（POTW）は何をすべきか？

（答）PWS 及び POTW は、最初に現在の化学薬品サプライヤーと協力し、必要に応じて、その地域の他の潜在的なサプライヤーを特定して連絡すべきである。また、法令を遵守しながら、不足に対処するための緊急事態のオプションがあるかもしれないので、法施行責任機関（primacy agency）又は許可機関に相談すべきである。PWS 及び POTW は、供給オプションの可能性について、近隣の事業者や上下水道機関対応ネットワーク（WARN）などの地域の相互援助ネットワークに連絡することもできる。

(問2) 不足証明書を申請するための基準は何か？

(答) EPA は、各々の申請についてケースバイケースで決定する。PWS 及び POTW は、将来において処理に必要な量の薬品が入手できない可能性があると思われる場合は、できるだけ早い機会に申請することを検討すべきである。

(問3) 薬品の値上げ又は追加料金の支払いは、不足証明書の根拠となり得るか？

(答) いいえ、安全飲料水法第 1441 条は、顧客とサプライヤー間の価格論争を裁定するメカニズムではない。なお、いくつかの州では、不公正な価格設定に対処する手段として「反ガウジング法 (anti-gouging laws)」がある。

(問4) 独占禁止法違反の疑いは、不足証明書の根拠になるか？

(答) いいえ、安全飲料水法第 1441 条は、独占禁止法違反の疑いを裁定するメカニズムではない。連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission) には、独占禁止法違反の疑いを報告するための一般市民及び企業向けのプロセスがある。独占禁止法に関する FTC のガイドを参照されたい。

(問5) 安全飲料水法第 1441 条の命令を実行するのにどのくらい時間を要するか？

(答) 事業者から提供された情報が緊急性を示している場合、EPA は申請の処理を迅速化する。安全飲料水法第 1441 条の命令を実行する時間は、申請内容の完全性、連邦官報を発出するための要件、そして、申請に応じた事業者、州、法施行責任機関及びベンダーの応答速度によって変わる。

(問6) 規定にはどのような事業者が含まれているか？

(答) 安全飲料水法第 1441 条は、「公的な水道システム又は公的な処理施設において (in any public water system or in any public treatment works)」、水を処理する全ての事業主体 (entity) を対象としている。

(問7) 法施行責任機関又は許可機関は、このプロセスにどのように関与しているか？

(答) 法律は、当該プロセスにおける州の役割を特に定義していないが、EPA はこの点について州と調整する意向である。

(問8) 薬品の生産者又は製造業者はこの規定を免除されているか？

(答) はい。商務省 (DOC) は、「該当する薬品又は物質を、自己の使用のみを目的として製造、生産又は (場合によっては) 加工する製造業者、生産者又は加工業者」に命令を出すことはできない (安全飲料水法第 1441 条 (c) (1))。

(問9) 安全飲料水法第 1441 条の命令は、外国人又は外国企業に対して発出することができるか？
いいえ。安全飲料水法第 1441 条は、国内の製造業者、生産者又は加工業者にのみ適用される。

(問10) 安全飲料水法第 1441 条の命令の発出において、DOC はどのような要素を考慮するか？

(答) DOC は次のことを考慮する。

- 「実施可能な範囲で、該当する薬品又は物質の全ての製造業者、生産者及び加工業者に対して」、そして、該当する薬品又は物質の全ての販売業者及び再包装業者に対して、特定の業者に偏らないよう命令を公平に発出する (割り当てる) こと (安全飲料水法第 1441 条 (c) (2))。
- 「製造業者、生産者、加工業者、流通業者及び再包装業者と命令が発出された者との間の地理的關係及び確立された商業的關係」 (安全飲料水法第 1441 条 (c) (2) (A))
- 「塩素の生産者に発出される命令の場合、(i) 公的な水道システム及び公的な処理施設で水を処理するため、各生産者によって過去に供給された塩素の量、そして、(ii) 米国における塩素の年間総生産量の各生産者の割合 (安全飲料水法第 1441 条 (c) (2) (B))

・「命令の割り当てに関連する」と判断されるその他の要因（安全飲料水法第1441条(c)(2)(C)）

(問11) 安全飲料水法第1441条の文脈における「人」とは、どういう意味か？

(答) 「person」という用語は、個人、法人、会社、協会、共同経営会社、州、地方自治体、又は連邦政府機関を意味する（法人、会社、協会、州、地方自治体又は連邦政府機関の、役員、従業員及び代理人を含む）」(42USC§300f(12))

(訳注) *42 U.S.C. § 300f - U.S. Code - Unannotated Title 42. The Public Health and Welfare § 300f. Definitions*

(担当) 調査事業部主任研究員 高橋 邦尚

// 研究員 宇田川 知穂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r3.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。